十一　国の行う中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、四五五円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額

十二　有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によって算定した額の合算額（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ　電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
千五百人未満	二十九万円
千五百人以上三千人未満	四十万円
三千人以上四千五百人未満	五十七万円
四千五百人以上	七十四万円

ロ　当該区域内の開票所数に四十五万円を乗じて得た額

十四　工業用水道事業法第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、「工業用水道事業における未稼働資産等の整理による経営健全化について」（平成十四年四月十九日付け総務省公営企業経営企画室第七十八号通知）に基づき、水利権の転用等を伴う未稼働資産等の整理を行うもので、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業会計が未稼働資産等の整理に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から工業用水道事業会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

十五　国の行う離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　次の算式によつて算定した額

算式

A×α

算式の符号

A　最近における経済の停滞等の経済情勢に鑑み、当該年度において道府県が実施する定住外国人子弟就学支援策に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

2　平成二十二年度から平成二十七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　一般社団法人又は一般財団法人で口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額

3　平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

4　平成二十三年度に限り、第二条第一項第二号ニの規定の適用については、同号ニ中「）の額（」とあるのは、「）の額から当該道府県の特例的な給与の減額による給与費の削減額として総務大臣が認める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。」とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十三年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について」（平成二十一年七月一日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課第八十六号通知）によるプロジェクトの募集に応じた市町村（平成二十年度又は平成二十一年度において新たに募集に応じた市町村に限る。以下同じ。）（第二号又は第三号に該当する市町村を除く。）について、当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額（ただし、三〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）に、財政力指数が一・〇以上の市町村にあつては〇・五を、〇・八以上一・〇未満の市町村にあつては〇・七五を、〇・八未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額